

山陽小野田市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成26年 4月 1日制定

令和 3年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者をいう。
- (2) 認定申請 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請をいう。
- (3) 審査機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（非住宅用途の建築物の審査に限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（住宅用途の建築物の審査に限る。）をいう。
- (4) 申請書等 法第53条第1項並びに法第55条第1項に係る認定申請書及び変更認定申請書をいう。
- (5) 技術的審査 低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める基準（以下「基準」という。）への適合に係る審査をいう。
- (6) 適合証等 山陽小野田市手数料徴収条例（平成17年3月22日条例第90号）別表第16の「適合証」及び「市長が別に定める書類」をいい、別表に定める適合証等の欄のいずれかの書類をいう。
- (7) 届出 建築物省エネ法第19条第1項の届出又は同法第20条第2項の規定による通知をいう。
- (8) 完了報告書 法第60条の規定による容積率の特例の適用を受けた建築

物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第1号）をいう。

- (9) 工事監理報告書 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理報告書又は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書をいう。

（事前審査）

第3条 申請者は、認定申請に先立ち、審査機関による技術的審査（以下「事前審査」という。）を受けすることができる。

（申請手続）

第4条 申請者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に規定する申請書及び図書（以下「申請書等」という。）を、市長に提出するものとする。この場合において、法第60条の規定による建築物の容積率の特例の適用を受けようとする場合は、申請書第二面の備考欄に、容積率の特例の適用を受ける部分の用途及び当該部分の床面積を記載するものとする。

2 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。

(1) 正本1部、副本2部

(2) 事前審査を受けた場合は、前号の副本の部数から1を減じた部数

(3) 建築物省エネ法の規定により届出をしなければならないものについては、前2号に定める副本の部数に1を加えた部数

3 申請書等に併せて、認定申請に係る建築物の建築確認を受けることを申し出る場合の確認の申請書及び関係書類は次のとおりとする。

(1) 正本1部（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、同条に規定する図書の種類ごとの明示すべき事項について第1項の添付図書に明示したときは、当該図書を添付しないことができる。）

(2) 建築基準法第15条第1項に規定する建築工事届又は建築物除却届1部

(3) 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、同条第4項に規定する通知書又はその写し 1部

4 省令第41条第1項の規定により添付が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 適合証等 申請者は、事前審査を受けている場合は、適合証等及び当該副本又は副本の写しを申請書等の添付図書として提出すること。この場合において、適合証等の原本は、第2項に定める副本に添付するものとする。
- (2) 住宅型式性能認定等の証書（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定の写しをいう。）。ただし、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱの第1の6に規定する劣化対策等級3への適合状況を確認する場合で、品確法第33条第1項の規定に基づく型式住宅部分等製造者認証書が添付された場合においては、当該事項に係る図書を添付することを要しないものとする。

（申請書等の審査）

第5条 市長は、前条の規定により申請書等が提出されたときは、正本及び副本のいずれにも、申請書第一面の受付欄に受付日を記入するとともに、記載された工事の着手予定時期により、工事着手前に申請が行われていることを確認するものとする。

2 市長は、認定申請の受理及び認定に当たっては、台帳を整備し、必要事項を記入するものとする。

3 市長が行う技術審査は、次のとおりとする。

(1) 事前審査を受けている場合は、適合証が添付され、添付図書に技術的審査が修了した旨の押印がされていることを確認するものとする。

(2) 事前審査を受けていない場合は、市長は、審査機関に技術的審査を委託することができるものとする。

(3) 市長から技術的審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、審査の結果を文書により市長に通知するものとする。

4 市長は、認定申請の内容が基準に適合すると認められる場合には認定を行い、低炭素建築物新築等計画認定通知書（省令別記様式第6。以下「認定通知書」という。）に認定申請書の副本（前条第3項の規定により建築確認の申請が併せて行われた場合は、確認の申請書の副本を含む。）及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

5 市長は、認定を行った場合において、当該建築物が建築物省エネ法の規定による届出をしなければならない建築物に該当するときは、認定通知書の写しに副本を添付し、保管するものとする。

6 第4項の規定による認定を受けた者又は認定低炭素建築物（同項の規定により認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づき建築した建築物をいう。）の譲渡を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該建築物が建築物省エネ法の規定による届出をしなければならない建築物に該当し、かつ、当該建築物の所有者が変更することとなる場合においては、認定建築主等変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

7 市長は、認定申請の内容が基準に適合しないと認め、第4項の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第6条 前2条の規定は、法第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更について準用する。この場合において、第5条4項中「低炭素建築物新築等計画認定通知書」とあるのは、「低炭素建築物新築等計画変更認定通知書」と読み替えるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、認定を受ける前に認定申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下げ届の提出があった場合は、申請書等を申請者に返却するものとする。

（建築等の取りやめ）

第8条 認定建築主等は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条において「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等を取りやめるときは、取りやめ届（様式第5号）に認定通知書を添えて、市長に届け出るものとする。

（完了の報告等）

第9条 認定建築主等は、法第60条の規定による容積率の特例の適用を受けた建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画のと

りに工事が行われた旨を、完了報告書により市長に報告するものとする。この場合において、建築基準法第7条第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証の写し及び工事監理報告書等の写しを添付するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、認定建築主等から状況報告書（様式第6号）により報告を求めるものとする。

（改善命令）

第10条 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、低炭素建築物新築等計画の改善に関する命令書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、第8条の規定により認定建築主等から届出があったときは、当該認定を取り消し、その旨を認定取消通知書（様式第8号）により認定建築主等に通知するものとする。

- 2 市長は、法第58条の規定に基づき認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第9号）により認定建築主等に通知するものとする。

（文書の保存期間）

第12条 台帳の保存期間は、永年とする。

- 2 申請書等の保存期間は、法第60条の容積率の特例を受ける場合は、永年とし、その他の場合は、第6条第7項の認定をした日の属する年度の末日から起算して、10年とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（適合証等）

対象建築物	適合証等	審査機関等
全ての建築物	適合証（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）。	第2条第3号で定める審査機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関※）
一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証に係る審査機関は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ登録住宅性能評価機関であるものに限る。